

○新旧対照表（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査項目等証明手続要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(審査項目等)</p> <p>第2条 証明は、次に掲げる項目について、審査項目等証明申請書兼証明書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出した有資格業者に対して、当該業者が県外又は中予地方局管内に本店を有する場合は出納局長が、県内（中予地方局管内を除く。）に本店を有する場合は本店所在地を管轄する地方局長が行う。</p> <p>(1)・(3) 省略</p> <p>(4) <u>災害対応等への協力体制及び実績</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> | <p>(審査項目等)</p> <p>第2条 証明は、次に掲げる項目について、審査項目等証明申請書兼証明書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出した有資格業者に対して、当該業者が県外又は中予地方局管内に本店を有する場合は出納局長が、県内（中予地方局管内を除く。）に本店を有する場合は本店所在地を管轄する地方局長が行う。</p> <p>(1)・(3) 省略</p> <p>(4) <u>災害対応等の実績</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> |

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。